

## 五監公告第1号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年1月4日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
広 野 甲

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 措置を講じた対象

五泉小学校、川東小学校、橋田小学校、五泉中学校、川東中学校

### 3. 監査の期間

平成28年8月1日～平成28年8月30日

### 4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
<p>備品は、五泉市財産事務規則第58条、第67条でその整理と現在高報告について規定されている。備品台帳及び現在高報告書は学校教育課でエクセルシートにより一括整理されていたが、備品と備品台帳と現在高報告に差異が生じ、符合していないものが見受けられた。学校の管理、教育の充実のための備品であることを認識し、有効活用を図るとともに、緊急時に必要な物はすぐに使用できるように適切な管理に努められたい。また、年数が経過し、古くて使用に耐えることができない備品については廃棄する等、併せて適正な管理に努められたい。</p>	<p>備品と備品台帳と現在高報告書の差異については、入力内容を訂正し、確認作業を終えました。今後は、再びこのようなことが起きないように、学校の事務職員等による共同実施で台帳整備を行い、学校教育課職員が確認をする方法に改めました。また、緊急時すぐに必要となる物については、各学校に適切に管理するよう周知しました。</p> <p>教材備品で古くて使用に耐えることができない備品の廃棄などについては、十分精査の上、適正に処理するよう努めてまいります。</p>